

ゲオルグ・イエリネクの「一般国家学」とヘブライズム

(ユダヤ思想の研究 No.17)

森* 三十郎

一、序文

視点—ヘブライズムの本質的特徴

(一) 秩序付けと組織法の欠如と論理的思考能力の貧困

(二) パテイクユリズムとユニヴァーサルリズム(個別主義・特殊主義と一般主義・普遍主義)

(三) 主観主義・反社会的個人主義

二、国家学に就ての学論

(一) 序曲

両面説、個人的存在(?)と社会的存在↓ヘブルの双頭の蛇

(二) 国家学の概念と分類

(イ) 国家学の語義

(ロ) 国家学の概念規定

(ハ) 哲学の欠缺

—哲学的扮装・偽装、学問の商人

其の一・カントの批判哲学 其の二・新カント派の哲学

* 福岡大学法学部名誉教授

(二) 科学としての国家学

— 理論国家学の空想、科学的扮装

其の一：社会科学・精神科学・文化科学

其の二：理論国家学

(ホ) 国家学の分類

其の一：一般国家学と特殊国家学



其の二：国家社会学と国法学

— 両面説の矛盾・崩壊

(a) 社会概念の缺如 (b) 国家社会学と国法学との両面説の崩壊—社会概念を缺いだ国家社会学は成り立たない。

(c) 国家社会学と政治学—政治学と政策学との混同・政治学と国法学との二元論

(d) 国家社会学と経済学—経済学の欠如

(e) 国家社会学と歴史学 (f) 国法学と倫理学

(g) 国法学と憲法学

(二) 国家学の方法論

(イ) 客観的方法と主観的方法

(ロ) 社会的法方法と法的方法

(以下次号↓三、国家の概念・本質)

一、序文

永い間へブライズム（ユダヤ思想）の研究を続けて来たが、どうやら終着駅に辿り着いたようである。やがて卒寿を迎える私の人生も終着駅に近付いたが、私の研究もそろそろ終りに近付いた。未だ一つ大物が残っているが、それはゲオルグ・イエリネク（Georg Jellinek）の国家学の研究であって、へブライズム、ユダヤ思想の視点、視角から見たら、どういふことになるかという問題である。そこでもう一度G・イエリネクの一九〇三年版の『一般国家学』Allgemeine Staatslehreを読み直して見ようと思ったが、不要の蔵書を処分した際に、このイエリネクの原書も処分したので、菅部信喜外九名共訳の和訳（学陽書房刊、昭和五年第二版）をお借りして作業することにした。原書と照合しなかったが、それでもできない。然し當面の作業はこの和訳で十分である。

今迄G・イエリネクの「一般国家学」の讃歌（宮沢俊義、東大、河村又介、九大教授の批評の如し）ばかり聞かされて来たが、もう半世紀になろうか久方ぶりに見た彼の一九〇〇年の大著は、往年のユダヤの美人が醜婦に変わった感じであった。私がへブライズムの重要性に気付いたのは、恩師の宇賀順三先生（九州帝大教授、行政法、行政学、美濃部達吉東大教授の弟子）から、ユダヤ教典タルムード（B. Talmud）の研究を奨められたのがきっかけである。そのきっかけになったのが、私の處女論文、『ラサール國家観の研究』（拙著、猶太思想の研究、日本文化連合会刊、東京、所収）であった。先生からベルンシュタイン編纂のラサール全集をお借りして研究を始めたが、その動機は、終戦後朝野を擧げてデモクラシーの一齋合唱が行われていた時代に於て、自由主義は時代遅れとなったしさればと云ってマルクス主義には敵意を抱いていたし従つて國家社会主義の方向を歩んでいた私の根本思想は誤っていたのかと思ひ直して、改めて国

家社会主義思想を見直そうと思ったことに在る。そこでカール・ディールの著書『社会主義・共産主義・無政府主義』(Karl Diehl, *Über Sozialismus, Kommunismus und Anarchismus Fünfte, unveränderte Auflage*, Jena, Verlag von Gustav Fischer 1923 s. 8.)を通じて、ラサルとロートベルツスがドイツ国家社会主義の代表者であることを知り、先ずラサルから研究を始め、その後ロートベルツスの研究、そしてフイヒテの哲学的国家社会主義からニイチェの民族社会主義の研究へ進んだ。ロートベルツスの思想体系の研究には約二十年の歳月を要した。又それと併行してユダヤ思想の研究を行つたわけであるが、宇賀田先生が蒐集したユダヤ文献(主としてドイツ文献)の中に、ヤコブ・フロムマーの、タルムード、歴史、本質と将来(『Der Talmud, Geschichte, Wesen und Zukunft, 1920 Paul Cassirer Berlin.』(森三十郎訳、ヤコブ・フロムマー著タルムード、歴史、本質と将来、福岡大学法学論叢第三十一巻第2・3・4号、第三十二巻1・2号、3・4合併号、第三十三巻1・2号、第三十四巻1号、2・3・4合併号、第三十五巻1・2・3合併号、4号)という本があり、そこにユダヤの法令大全と云われたユダヤ教典タルムードの本質的特徴(單一的世界観、思惟と行動の絶対主義、世界福祉癡(メシア思想)が書かれていたし、又エルサレムのヘブル大学の社会学教授マルティン・ブーバー(Martin Buber)がユダヤ思想の本質的特徴として、一なるものを強く志向する『極限兆候』と云うことを指摘していることを知った。私がヘブライズムの本質的特徴を把握するに至つたのは、この二人のユダヤ人の言葉がきっかけであつて、私自身も極性(Polizität)志向のヘブライズムの本質的特徴を認識するに至つたわけである。(註、このヤコブ・フロムマーの著書は我々がヘブライズムの本質的特徴を把握する上で非常に貴重な文献だと思つている。)

かようなわけで、G・イエリネクの一九〇〇年の大著も、それがヘブルの特産物であるということを確認し得るに至つ

た。『一葉落ちて天下の秋を知る』と云う諺があるが、今の私から見れば、一見して、『学問の仲買人』と評されて来たユダヤ人の知的商品であるということが分る。

劍は心なり、学問も亦心なり、G・イエリネクはどういう心―精神で、一般国家学を書いたのか？彼は国を想い君を想い万民を想う心でこの一般国家学を書いたのか、そうではあるまい。彼はマルクスやケルゼンと同様に、時流便乗の自己顕示欲の強いリアリストであつて、同じくユダヤ人とは云えシュタールやラサールのような精神的貴族主義者 (geistige Aristokrat) ではない。法哲学者・教会法学者でプロイセン王国の上院議員であつたユリウス・シュタール (Friedrich Julius Stahl 1802～1855) は、シュリング (Friedrich Wilhelm Schelling 1775～1854) (クーゲル及びヘルデルリンと親交あり、ゲーテの世話でイエナ大学助教授、ベルリン大学教授―ヘーゲルの後任) の影響を受けており、彼のクリスト教的国家観は、プロイセン保守主義の代表的思想となつたと云われているし、セオフィル・コツアク哲学博士により『天才的社会思想家』と高く評價されたカール・ロートベルツスからも、中世のコムニニズム (共同主義の意、共産主義の意味ではない。) に就ては、シュタールの著書に教えられたと評價されていた人物である。又、F・ラサールは、ブレスラウの富裕なユダヤ人の商家に生れたが、周知の通りヘーゲリアンであつてヘーゲル弁証法の始祖、ヘラクレイトスの研究を続け三十二才の若さで、『エフェソスの暗闇・ヘラクレイトスの哲学 (Die Philosophie Heraklitis des Dunklen von Ephesos 1857. ヘルンシュタイン編纂のラサール全集、第八巻、IとII)』を書いたが、独文原書で一三二〇頁に及ぶ大著である。(Eduard Bernstein, Ferdinand Lassalle. Gesammelte Reden und Schriften. Band VII und VIII. 和訳はない。) 惜しくも決闘で倒れ三十九才で永眠した武人の概あるラサールは、経済学及び社会問題に就ては、カール・ロートベルツスの指導を受けていたまさしく天才的英才であつたのである。性格は君主主義的性向

の人物であつて、ビスマルクの教師と云われこともある。法が力に優先すべきことは明らかであるが力 *Macht* が法 *Recht* に優先して来たのが歴史的事実である。(Tassalle, *Macht und Recht*. 和訳あり)と云う彼の考え方は、ビスマルクの鉄血政策 *Eisen und Blut Politik* に影響あり。彼自身が十六才の頃の少年時代の日記に、ラヴァーグナ伯の何と偉大なことだろう、しかし自分はどうして民主主義者なのだろう？ユダヤ人の家に生れたからだろう」と書いている。マルクスの資本論第一巻が出たのは、一八六七年のことで、ラサールの一八五七年の著書ヘラクレイトスの哲学より約十年後のことである。ラサールとは比較にならない街の評論家に過ぎなかつたのである。ラサールは国家の普遍我への献身 (*Hingabe an das Allgemeine*) (国家は倫理的の全一 *Sittliche Ganzen*) であつた) に燃え民を愛した。思想家にして闘士 (Denker und Kämpfer) アウグスト・ベック教授が書いたラサールの墓碑銘) であつたが、彼自身が自覺していた通り、君を想わず貧しい民を想つた。徹底的民主主義者) であつた。マルクスは「君主制」を口汚く罵倒していたが、(ヘーゲル国法批判において)、ラサールは「限りなき多者の利益に献身し得る絶対的唯一者」君主制の即自在的概念 (*an sich seiende des Monarchie*) (↓私が純粹君主制と称した日本君主制のような理想の君主制を知つていたのである。) を想念し得ていたのである。若しラサールが日本人の家に生れていたら国を想い天皇に忠誠な万民を愛する人物であつたことだろう。

同じくユダヤ人でもこのようなユリウス・シュタールやラサールと較べれば、マルクスにせよケルゼンにせよ、國を想わず民族を想わず、時流に便乗し科学の衣裳を身にまとい、知的商品——ユダヤの精神的特産物で稼いだ自己顕示欲の強い唯物論的一神教又は唯法的・国法学的一神教徒であつたのである。学問は在つても、それは「パン学問」であつて、天下万民にとつては一文の價値もない。扱て問題のゲオルグ・イエリネクの場合はどうだろうか？ G・イエリネク

(1851～1911、国家学、ハイデルベルク大学教授、1891～1911)は、ライプチヒのラビ Rabbi (ユダヤ僧) アドルフ・イエリネク (Adolf Jellinek) の子息である。長ずるに及んで父と共にオーストリアのウィーンへ行きそこで二年ほど官吏をしたと云われており、転向して学界に入り教授資格を得ようとしたが、ユダヤ人の出自よびの故に、正教授にはなることができず、バーゼル大学で教授になったが、どういう理由に基づくものか分らないが僅かに一年で辞め、ハイデルベルク大学へ榮転している。『事実の規範力説で有名になったが、一九〇〇年の一般国家学は彼の名著である。』(Julius H. Schoeps, Neues Lexikon des Judentums, Güterslohen Verlaghaus, Gütersloh 2000 s. 394) G・イエリネクの生涯及び業績に就ては、宮澤俊義の紹介あり。(末弘厳太郎・田中耕太郎責任編輯、法律学辞典第一卷、岩波書店、一六頁) 宮沢教授(東大)のG・イエリネク紹介は、彼の業績紹介が主であつて、G・イエリネクの生涯に就ては簡に失している。又、業績紹介に就ては、『法学界に不朽の業績を残した』とか、『一般国家学』は『国家学に標準的な体系を与えることに成功した』と書いているが、これはユダヤ思想に無知な宮沢の過大評價であり藪駈みであり偏見に過ぎない。宮沢は敗戦後は、権力の侍女となり、曲学阿世の徒となつた。又芦部信喜、河部照哉、石村善治、栗城在夫、小林孝輔、丸山健、宮田豊、室井力、結城光太郎、和田英夫共訳、学陽書房、昭和四九年初版、昭和五一年第二版、東京、七三七頁～七六〇頁に詳しく紹介されている。二、イエリネクの生涯、三、イエリネクの学問——一般国家学を中心にして、四、イエリネクの主要著作、五、イエリネクの研究文献、参照。詳細に、G・イエリネクの生涯と学説の要旨が紹介されている。然し何れの紹介においてもG・イエリネクの國家学説が後述する通り、ヘブライズムの本質的特徴を表明している事実には就ては、全く紹介されていないし、正しい学術的評價も行われていない。従つて、御参考までにヘブライズムの本質的特徴に就てごく簡明に説明しそれから彼の学説を紹介し批判を加えることにしよう。(ヘブル思想の詳細は、私

の論文、ヘブル思想とコスモポリタニズム、福大法第四十六卷第一号平成十三年、及びヘブル思想におけるパティエキユラリズムとユニヴァーサルイズム―ユダヤ的思考方法、ユダヤ思想の研究No.12、福大法第四十六卷、第一号、平成十五年、参照）

―視点↓ヘブライズムの本質的特徴

(一) 秩序付けと組織法の缺如、論理的思考能力の貧困

このことは、モーセのトーラ（旧約聖書ペンタトイヒ Pentateuch）の律法（ハラカ複数ではハラコートと云う。Halaka, Halakot）に歴然とし表明されているのであって、アアガッダア（Aagaddah ↓歴史物語）の中に雑然と散在しているに過ぎない。そのトーラの律法を研究してそれを体系化したのが、ラビ・イエウダ（Rabbi Jeuda）であり、ローマ時代に這入ってからの西紀一世紀頃のことである。その成果がミシュナ Mishna である。それはギリシア哲学とローマ法の影響を受けて秩序付けられ体系化されているけれども、原本のトーラーの律法それ自体が雑然としており、未だ前国家期の部族法（Triballaw）であって、ハムムラビ法典よりは約五百年くらい新しいが、国法ではなく勅法でもないから、それを整理し体系化したと云っても限界がある。このミシュナは第二のトーラと云う意味で厳守せらるべき教書の意味し、ラビ達や律法学者たちの研究成果がゲマラ（Gemara）である。このミシュナとゲマラから成るユダヤ教典がバビロニア・タルムード Babylonische Talmud である。（エルサレム・タルムードもあるが一般には普及していない。）このミシュナそしてゲマラを読めば、まことに綿密な、それこそ重箱の隅をつゝくるようなラビ達の議論が展開されている。煩瑣律法の感が深いのであって、中世のスコラ学（スコラはスクールと云う意味、教会の神学校を意味する）が

煩鎖哲学と評されたように、煩鎖律法と云つてよい。そこには事物の個々の強いつつ強い関心を持ち全体を見ないへブル思想に特有なパティキュリズムが表明されている。それは特殊主義、宗派主義、分立割拠主義、宗教的特定主義、醫學における解剖主義につながる。

(二) パティキュリズムとユニヴァーサルリズム

個別主義・特殊主義と一般主義・普遍主義との結合——この思想的特徴は、歴然とマルクスの著作にも出ているし、ケルゼンの著書にも出ているし、後述するG・イエリネクの一般国家学にも表明されている。一般国家学の第一編、序論、第二編、一般国家社会学、第三編、一般国法学の各章及び各節の編別の仕方を一見ただけで分るのであつて、試みにラビ、エウダのミシュナの編別の仕方と比較対照してみたが、明らかに相似性を示している。表現の仕方、論理の展開の仕方は、全くユダヤ的思考方法と云つてよいのであつて、まさしく煩鎖国家学である。詭弁、錯誤、背理、矛盾、誤謬もしばしば見受けられる。

このへブル的特殊主義がツェントラリズム——中庸を缺いだ極性志向の、一なるものを志向する単元論的統一主義、即ち、ユニヴァーサルリズム Universalismus ↓ 一般主義、普遍主義、世界主義、世界市民主義（コスモポリタニズム）と結合し、そして普遍人類主義、国際主義へと飛躍する。その思考形式も亦モーセの極性志向の宗教的絶対主義、理想主義、主観主義 Subjectivismus に遡源するのであつて、「初めに一なる神ありき」と云う独断的な割り切り方は、マルクスの単神論的唯物論にも現われているし、ケルゼンの国法学的一神教にも表明されている。「我が心をして一ならしめよ」と云つたのは予言者イザヤであつたが、それは物皆一なるものへ向つて走り何の変化もないシナイの曠野の幕舎の民の心

をあらわしており、バビロニア、エジプト、ペルシア、ギリシア、ローマの支配下で異民族の文化を満喫させられ内的分裂症状に陥ったその思想的反映を意味している。そこにはヘレニズム（希臘思想）の、渾沌から泡立ち流れる交響曲のような多様性の統一は無い。神を讃える讚美歌が象徴している通り、万民が聖なるものへ向って並び立つ「一様性の統一」という形になる。そういうヘブル的特殊の一般化がケルゼンの一般国家学にも看取され得るし、G・イエリネクの場合にもケルゼンほどではないがそれが看取され得る。G・イエリネクの一般国家学は彼自身が第一編序論の末尾の章に於て申している通り「今日の西洋諸国」に限定されたヘブル的ゲルマン的特殊の一般化に外ならなかったのである。

(三) 主観主義・反社会的個人主義

ハンス・コーンよれば、ユダヤ人は「見るよりも聞く」「ユダヤ人の感覚は眼ではなく耳 (Ohre) であり、空間的感覚ではなくて時間感覚であると云われている。(Hans Kohn, Die politische Idee des Judentums, München, 1924 s. 10~15) シナイの曠野に見るべき緑の山河は無い。モーセが十戒を授けられたと云うシナイの山 (ホレブの山) はずんぐりむつくり、荒涼たる草原の彼方にある。太陽は熱風を吹き送り砂嵐が襲う。夜空に輝く星の群のみが、幕屋の民の心を慰めたことであろう。ヘブライズムの一様性の統一—ユニヴァーサルイズムは幕舎の民の内部的心性と無関係ではなく、それは結合意欲に乏しく共同性又は共働性に乏しいヘブルの遊牧民↓政治的劣等人の形成と決して無関係ではない。事物の細事に拘泥するパティキュラリズムは、歴史的社會形成においては反社会的な主観主義、個人主義、反国家・反君主主義の民主・共和主義、重商主義、拜金主義となつて現われた。神の崇拜と金の崇拜、それはプロトコール—ツイオンの賢者たちの議定書に書かれているユダヤ民族の象徴、「双頭の蛇」を意味していただろう。

この反社会的主義、個人主義、民主主義は、マルクスの唯物論、自然論、階級国家論、反君主主義に顕著に出ていたが、すでに指摘して置いた通りケルゼンの国家観、国制観にも明らかに表明されていた。そしてそれがG・イエリネクの一般国家学にも、後述する通り、明らかに看取され得る。

序説において結論まで申し上げた形になったが、その方がこれから申し上げることがらに就て、理解を容易ならしめることになるだろう。問題を国家学に就てのG・イエリネクの学論と國家の概念・本質及び国制論に絞って考察してみることとする。

二、國家学に就ての学論

最初にイエリネクが國家学をどういう学問と考えていたか、そしてその学論のどういふ点にヘブライズム或はユダヤ的思考方法の特徴が表明されているかに就て考察する。

(一) 序曲、ヘブルの双頭の蛇↓両面説

— 個人的存在？と社会的存在

一般国家学第一編序論冒頭に於て、G・イエリネクは言う——。

「人間は心理的な側面から見て、二重に、即ち、個人として或は社会的存在として、科学の対象となる。人間の共同生活の諸現象をすべての側面から研究すべき課題を有する精神科学の諸学科は、全体として社会科学を構成する。」(晋部

ゲオルグ・イエリネクの「一般国家学」とヘブライズム
(ユダヤ思想の研究 No.17) (森)

外九名共訳、前掲書（傍点筆者）

何故右の冒頭の文章を採り上げたかと云うと、この短かい文言に、ヘブライズム、ユダヤ的思考方法の特徴が私の眼には明かに表明されているからである。そこにはユダヤ民族の象徴である「双頭の蛇」が看取され得る。（四王天延孝著、ユダヤ思想及運動、内外書房、東京、昭和十六年、三版四三八頁、ツイオンの賢者達の議定書（Protokoll）、第三議定。吾々ユダヤ民族の象徴たる両頭の蛇が輪を締め合せるのはすぐだ、欧州各国はその両頭の間を締め上げられること、萬力の間を挟まれたと同様になる。）

（註一）このユダヤの怪文書「プロトコール」は、ユダヤ人の間では、ゴイ（外人）の反猶宣伝の捏造文書であり帝政ロシアの官憲により作成されたものであると宣伝されているが（例えば、Julius H. Schoeps a. a. O. s. 678）、そうではない。帝政ロシアに怨念を持つツイオニスト（Zionist）の思想的リーダーの一人アッシュシャー・ギンスベルク（Asher Ginsberg—ペンネームはアハド・ハアム Ached Haam）以外にこのようなマキャヴェリ流の世界征服の怪文書—夢物語が書ける者は居ない。）

この二元論的一元論の思考方法を象徴する双頭の蛇は、すでに、モーセのトーラ（Tora, Torah → pentateuch）「モーセの五書」の第二書、出埃及記において表明されているのであつて、モーセのヤハウェ（Jahwe）とアアロンの黄金の犢（Golden Calb）、一神教の宗教的絶対主義・理想主義とその対極を成す現実主義・反社会的個人主義、要するに神と金（Gott und Geld）はそれを示している。ツイオンの賢者達の議定書に書かれているユダヤ民族の象徴、双頭の蛇は、この極端な理想主義と現実主義との二元論的一元論の思想的相続人に外ならないのであつて、そういうヘブライズム、ユードンツームの思想が、まさか、G・イエリネクの名声高き「一般国家学」の大著の序論冒頭に出ていようとは、私自身夢にも思わなかったが、苦しみ抜いて思索に耽つていよううちにふと思ひ付いたわけである。彼の「一般国家学」は、

先ず一般国家学と特殊国家学との双頭に分類され、更に前者は一般国家社会学と一般国法学とに分類されており、国家学が両面説↓双頭の蛇になっているが、そういうヘブル思想が、一般国家学の冒頭の「人間観」からスタートしていたわけである。

「人間」とは何か？それは人間学↓人生観・世界観の問題であるから、科学ではなくて哲学の問題である。G・イエリネクにとつて国家学は後述する通り、科学としての国家学であったが、彼は国家学に就ての学論を展開するに當つて、先ず人間学↓哲学から始め、その人間をその内面的心理から見て「個人」的存在と社会的存在とに区別したわけである。社会的存在↓社会の子ということは容易に分るが、心理的な「個人」的存在というのは、どういう意味か？それが甚だ分りにくい。

「人間」と云う言葉は先ず人間関係、即ちツワイシエン・メンシュリッヒ (Zwischenmenschlich) な関係を意味し、個々の人間の限りなき相関連続関係を意味する。そういう意味での人間はまさしく「社会的存在」↓平たく云えば社会の子である。そして孤立的個人としての人間は、自然的存在↓自然の子であるかそれとも絶海の孤島におけるロビンソン・クルーソー的存在であつて、後者は自然的又は人為的原因により社会生活から疎外され疎隔された個人的存在に外ならない。そういう社会的存在としての人間の結合と共同作用の形態を認識対象とする学問が形而上学 Metaphysik と云われ、社会哲学及び社会科学を意味していた。(形而上学と云う言葉は井上哲次郎の漢訳に始まる。哲学という漢訳は、西周の賢哲の学に由来する。)

又、「人間」と云う言葉は、單に人間、自然人 (註 法律上の人↓法的人格者としての自然人とは異なる)、人類 (Mensch, Humanbeing) を意味する。この場合の「人間」は生物であり動物の一種であり、平たく云えば自然の子、

ナチュラル・アニマルを意味する。それを認識対象とする学問は、云うまでもなく形而下学 Physik であり、自然哲学及び自然科学に属する。人間は偉大な自然的なるもの das Naturale の一分子に過ぎない。

こういう「人間」と「学問」の説明であれば、理路整然誰にも分る。然し G・イエリネクの双頭の蛇は難解で誰にもよく分らない。人間はその内部的な心理状態から見れば、「個人的存在と社会的存在」と云うわけであるが、客観的に、実在する人間の内面的心理状態に就て考察すれば、どういふことになるか？

生れたばかりの赤子から棺桶に近い老人まで、男と女、賢哲から愚者、白痴、精神病患者まで千差万別であり、しかも絶えず変化している。人の心理と云つても自然精神から社会的精神そして絶対精神まであるし、個人心理もあれば群衆心理もあるし、民族精神もある。例えばギリシアは主知的民族であつたし哲学において名を成したが、ユダヤ人は主知的民族であつたが僧侶的民族であつて宗教において名を為したし、ローマ人及びゲルマン人は主意的民族であつて、前者は法と国家において世界史において名を残した。ゲルマン人は、まさしく「道具を造る動物」(tool making animal)であつて、現代の科学、物質文明は彼等の所産である。社会的存在としての人間の内部的心理状態にはそのような歴史的に條件づけられた民族精神が反映している。然し、G・イエリネクはそういうことを考えていたのではない。

人間の内部的心理状態↓精神 (G.e.s.) は、一般的に、知・情・意に岐れ、それは物質的力↓内的自然に條件付けられ礎定されている。そういう精神的・物質的力が結合し共同作用をしている自然的生命共同体 (Lebensgemeinschaft) が人間に外ならない。然し G・イエリネクにそういう人間観は無い。彼が社会的存在と區別した個人的存在としての人間は、客観的に見て、自然的存在を意味していようが、彼はそれに就て黙して語らない。そこで彼のこの「個人的存在」としての人間に就て考えれば、現実形態としての自然的存在の外に觀念形態 Ideologieとしての人形像がクローズアップ

して来る。両者は同じく自然的存在、自然の子であるが、後者即ちイデオロギーとしての自然の子は、人間の内部的心理状態における主観的・空想的人間像であり、ルソーを初めとする十七・八世紀の自然法的国家契約説の空想的人間像はこれに該当する。かくて彼の個人的存在としての自然の子は、現実形態 (Realität) としての自然人と觀念形態としての自然人との、二つの顔を持つているように思われる。これは両面説であり双頭の蛇のユダヤ的思考形式に外ならない。

G・イエリネクは、自然法的国家契約説、特にルソーの民約論を過大評價し「最も重要な法理説」と述べている。(声部外九名共訳、前掲書、第一編、序論、第四章、第三節、b、社会の概念、十八頁以下。又、序論、第七章第二節、3、法理説の箇所には、3、法理説c、の契約説の説明に最も多くの頁を割り、これは最も重要な法理説である」と書いている。) 国家学を理論科学と称しているG・イエリネクが、全く科学的根柢のない自然法的国家契約説の空理空論を「最も重要な法理説」と高く評價しているのであつて、社会的存在に対する彼の「個人的存在」としての人間像にはルソーの「自然の子」が在りはしないか？

ルソーの人間像―自然の子は、イデオロギーであつた。それがクリスト教のバイブルを通じてヘブライズムの影響を強く受けていたことは争えない事実である。「人の生るゝや自由なりき」―この民約論の冒頭の文言は、モーセのトーラの「エデンの園」に相當するし、「到るところ鉄鎖につながれている」という文言は、イブが蛇に誘惑されて禁断の木の実を食つたので、神罰を受け原罪により勞苦して働かねばならなくなった人の国に相當しよう。「イスラエル幼かりしとき、我、彼を愛しぬ」というトーラの文言が、ユダヤの宗教民族史を貫くメシア的願望 messianic Hope として現われているのであつて、ルソーも亦勿論そういうヘブライズムの理想主義の泉に浴した思想家であつたわけである。

同じことはルソー以上に、思想的のみならず実践的にアメリカの独立宣言及びフランス大革命に指導的役割を演じた

アメリカのトーマス・ペインに就ても言える。然し、G・イエリネクは、ペインに就ては全く触れていない。彼はフランス大革命が、ルソーの民約論よりもアメリカの影響によるものであることを指摘していたが、その通りであって、ペインの役割は恐らく承知していたことであろう。（ペインはジョシ・ロックの思想的影響を受けた自由の戦士であり、アメリカ及びフランスの叛乱のリーダー的存在であったことは疑いなく、ワシントン、ジェファアソン、フランクリン等と相識り、そしてフランスに重り込んでジロンド黨と合流し、独立戦争當時のフランス軍司令官ラファイエット將軍（少将）を初めロベスピエール、ダントン、マラーとも知り合いであったと云う。）(Samuel Edwards, OP, Cit. p.13) 扱て觀念形体としてのルソーの『自然の子』の思想的系譜を遡れば、クリスト教、そしてユダヤ教、モーセのトーラの一神教の根源に到達するのであって、『自然の子』はヘブライズムの『神の子』の思想的相続人であったことが判明する。『自然の子』は神の子の世俗化的形式であったのである。既に、ニーチェ Nietzsche は、現代民主主義の根底にはクリスト教があり、自然法は神法の世俗化形式であることを指摘していたが、その通りである。

ヘブライズムの中核はモーセに遡源する宗教思想であり、ここでは、人間は万人が神の子であり、聖の理念を志向して並び立つ群像の觀を呈している。ここでは神への献身が要求され、神からの離隔は許されない。縦横調和たてよこのとれたギリシア的多様の統一は、そこには無い。地上の国家、共同体の普遍我への献身、国王への忠誠はない。それはヘブライズム、ユードンツームに特有な主觀主義的、反社会的な集群的個人主義の思想を表明している。

G・イエリネクは前述の通り、カントの主觀的觀念論、理性的人間像—理性的の子に就ては黙して語らず、そしてユダヤ教及びクリスト教の神の子に就ても語っていないが、彼が社会の子—社会的存在に對置した個人的存在としての觀念形態には、このようなヘブライズムの反社会的な集群的個人主義の人間像が看取され得るのであって、新カント派に属しユ

ダヤ教徒と思われるG・イエリネクの一般国家学がどういふ思想的立場で書かれたかを物語っていると見てよいだろう。それでは最後にこれまで述べて来た個人的存在の觀念形体の被覆を取り除いてその現実形態、Realitätを見れば、そこになんかどういふ人間像がクローズアップして来るだろうか？そこに登場して来るのは、アローンの黄金の犢に象徴される現実主義、個人主義、そしてマンモニズムの人間像である。

ツイオニストのアハド・ハアムは、ゴラ (Golla) (捕囚) ↓バビロンの捕囚と共に、ユダヤ人は個人になつたと云つたが、亡国流転の民族がユダヤ人の反社会的な集群的個人主義の思想傾向を強めたことは云う迄もない。然し、ユダ王国の滅亡、バビロンの捕囚以前から、それこそ前国家期のモーセの時代から、結合意欲に乏しい遊牧の幕舎の民であつたのであつて、モーセでさえも「こわうなじの強き民なり」と慨嘆して置いていたほど、反社会的集群的個人主義性の強い人民であつたのである。バビロンの捕囚がそれに拍車をかけたことは云う迄もない。シエクスピアの劇作、ヴェニス商人、シャイロックは、このようなユダヤ人のレアリズム、マンモニズム、反社会的な利己的人間像を象徴している。G・イエリネクの「社会的存在」としての人間に對立する「個人的存在」の人間像の現実形態は、このシャイロック的人間像であつたのではないか？

百科全書的知識をひけらかした古代のギリシアのソフィステンと同様に、G・イエリネクも亦、国家学に就て百科全書的知識をひけらかしているが、ヘブライズムの視角から照射すれば、前述の第一編序論冒頭の文言は、以上縷述した思想的バックボーンを背後に秘めていたように思われる。

「幽霊の正体見たり枯尾花」と云う川柳がある。一般国家学第一編序論冒頭の「人間は心理的側面から見て、二重に即ち個人として或は社会的存在として……」云々の文言を追求すれば、以上縷述した思想的背景がクローズアップして来

る。そしてヘブライズムの視角から、この謎のような神秘的文言を追求して見れば、そこに既に彼の一九〇〇年の大著一般国家学の思想的バックボーンに、ヘブライズム、ユードენტゥームの支配的影響が看取され得る。恐らくG・イエリネクは、この入念な大著を書くに當り、ユダヤ教徒、神の子として神に祈る想いで、人間学から国家学の説明を始めたものであらうと思う。

(二) 国家学の概念とその分類

G・イエリネクは国家学をどういう学問と考えていたか、彼の国家学に就ての学論に就てこれから考察する。

(イ) 国家学の語義

初めに、国家学の語義に就て考えて見よう。國家学と云う場合は通常シュターツヴェイセンシャフト (Statswissenschaft) という用語が用いられる。経済学においては、ロートベルツスが従来のポリテイカル・エコノミー (Political Economy) という用語は曖昧であるとして、国家経済学 (Staatswirtschaftswissenschaft) と改称した故事が想起されるが、国家学に就ても、G・イエリネクのシュターツレーレ (Staatslehre) よりは、シュターツヴェイセンシャフトと云う用語が適當だと思ふ。シュターツヴェイセンシャフトは、広義に於ては哲学 (↓国家哲学) と科学 (国家科学) を意味し、挾義に於ては国家科学を意味する。

然し、イエリネクは、シュターツレーレ Staatslehre と云う用語を使用している。それも国家学という意味に用いられてはいるが、この語は國家に就て「教える」(lehren) と云う意味であり、その対語は「学ぶ、学習する」(lernen) と云う意味であるから、シュターツレーレ Staatslehre という用語を直訳すれば「國家教学」と云うことになる。國家教学

という和訳では日本語としては通用しないから、『国家学教程』とでも云うところであろう。然し、教程、或は教本という書名にしては、彼の一般国家学の内容は学術的であり、又ヴォリウムが大であり過ぎるのであつて、単なる学生向けの教材ではない。それは、ヴィンデルバントの哲学史と同様な大著であつて、まさしく国家学に就ての百科全書エンサイクロペディアの観がある。そしてヴィンデルバントの一般哲学史及び哲学概論が『体系的でない』と批判されたように、G・イエリネクの『一般国家学』も、体系的ではない。ヴィンデルバントの哲学史は、例えば十九世紀ドイツ哲学の説明に就て見れば、カント哲学に傾斜してフィヒテやヘーゲル、シェリングの哲学、とりわけ画期的なロートベルツスの社会哲学に就ては紹介さえしていない。G・イエリネクの一般国家学に就てもそのような偏向性が明らかに表明されているのであつて、前述の通り科学的根柢のない自然法的国家契約説を過大評價したり、すでに時代遅れとなつたカント哲学に執着している観があり、デューリングがマルクス批判において云う『歴史的幻想』と『論理的幻想』と云う批判は、G・イエリネクの国家学にも當嵌るように思われる。

(ロ) 國家学の概念規定

言語学のような認識対象に就て説明を要しないものを除いて、すべて学問においては、先づ概念規定をするのが常識であるが、G・イエリネクは国家学に就き、その概念規定をしていない。彼は、一般国家学、第一編序論、第一章に於て『国家学の課題』と云う見出しの下で、国家の概念本質は後廻しにして、一應、国家学の認識対象である国家という社会現象に就てその他の社会現象と異なる特徴に就て支配権を有する団体云々の説明しているにとどまる。この『国家学の課題』と云う言葉それ自体が概念の混乱、論理的思考能力の缺如―ヘブライズムの特徴を表明しているのであつて、古代エジプト、バビロニア、支那等の国家群から現代国家群に至る迄約五千年以上の国家史を想えば、国家学のテーマは

限りなく多いだろう。それを思えば、国家学の概念規定をすべき箇所において、「国家学の課題」という用語を使っていることそれ自身が合理的ではないと云うことになる。彼の引用文献、ゲオルグ・V・マイヤーの著書 (Georg v. Mayer, Begriff und Gliederung der Staatswissenschaften 3. Aufl. 1910 (芦部外九名共訳、前掲書、七頁、下段 (2)) と同様に、国家学の概念に就て明確な規定をすべきであつただろう。

G・イエリネクは後述する通り、国家の本質は歴史的・政治的・社会的な一般国家社会学において把握され得るのであつて、一般国法学においては見出され得ないと云つて、社会的国家概念に国家の本質を見出しているが、その社会的国家概念における「社会的」とは何かに就て、その概念規定をしていない。社会概念の歴史的素描をし不明確であると云い、単に社会概念に就き最広義、広義、狭義に分けて説明しているにとどまる。概念 (Begriff) と観念 (Vorstellung) との区別すらできていないのであつて、社会の概念・本質に就ての哲学的・科学的探求は「スフィンクスの謎」と称して放棄している。(第一編、序論、第四章、第三節2、国家学と社会諸科学との関係、b・社会概念参照。芦部外九名共訳、前掲書、六八頁以下) そういうことでは、彼の一般国家社会学は、その認識対象を特定できないと云う破目に陥ることになる。又、彼は國家形体 (Staatsform) に就てもその概念規定をしていないのみならず、国家の種類、或は国家の分類と混同する甚だしい誤りを犯している。(第三編、一般国法学、第二十章、第一節、国家形体の分類、五三三頁以下) 後述する通り、G・イエリネクは国家の構成分子である個人、個々の人間を以て實體として国家の實體性を否認しその擬人化的表現である国家有機体説を批判して機能主義、そして主意主義的立場を採り、国家の本質を「意思」に見出しているが、国家形体 Staatsform の問題に就てもこれを個々の人間を實體とする国家意思形成の如何を標準として見た国家の分類の問題だと考えているのであつて、主観的な個人主義国家観の国制論における反映に外ならない。民主

制、貴族制、民主制という国制に就ての三分説、或はマキャヴェリ以来の君主制と共和制との二分説は、周知の通り、国制に就てのことであり、それは国家の支配形式、統治形体 (Regierungsform, Forms of the Government) 政治学では政治形体の問題として議論されて来たのであって、国家学においては、憲制形体 (Verfassungsform) の問題であり、その法的側面が憲法形体に外ならない。その憲制形体に就ては、国体・政体の区別をする二元論があるし政体一元論があるが、G・イエリネクは、そういう国家形体の問題に就て、科学的な概念規定を全く用意して得ていない。

(ハ) 哲学の欠缺

— 哲学的扮装、偽装、

G・イエリネクは国家学を科学としての国家学即ち国家科学と稱している。それは精神科学であり社会科学であり文化科学であつて、国家科学はその一部門に属する。(昔部信喜外九名共訳前掲書、第一編序論、冒頭)それがどういう意味を持つていたかは後述することにして、こゝではG・イエリネク自身が国家学の概念から哲学を除外している事実、即ち哲学の欠缺をあらかじめ指摘して置く。

然し、国家学はその歴史から見ても、科学としての国家学よりも寧ろ哲学として始まつていたのであつて、その歴史的事実は何人と雖も否定できない客観的事実である。そして宗教の時代から科学の時代に這入つてからも、即ち、十七世紀以降、三つの自由主義革命、即ち、ピユリタン革命に始まる英国革命、アメリカの独立宣言、及びフランス大革命以降、経済的にはイギリスの産業革命に始まるゲルマンの物質文明↓科学の時代へ移行してからも、国家学は、国家政治学、国家経済学や国法学又は憲法学としてのみならず、哲学の主要な課題↓国家哲学として論じられて来たのであつて、そのことは世界に冠たる十九世紀ドイツの錚々たる代表者たち、カント、フイヒテ、ヘーゲル、シエリング、シュ

タムラー(カントを除き何れもベルリン大学教授)、それから哲学史及び経済学史上画期的な業績を残したロートベルツ及びその衛星的存在であったロレンツ・フォン・シュタイン、オイゲン・デュリング、ウイルヘルム・ディルタイ等の顔触れを見ただけで容易に分る。又、ヘーゲル哲学を継承した天才的ラサルも、ヘラクレイトス研究の第一人者であって、ヘーゲル流の倫理的國家学説を表明している。

更に、新カント派と称されているルドルフ・シュタムラーも、その著、『法哲学』において、純粹共同体(Reine Gemeinschaft)の國家理念に就て語っているし、ロートベルツスの社会哲学、國家經濟学の影響と思われる法優位の社会經濟的國家觀を表明しているし、もう一人新カント派に含められているエルンスト・カッシーラー(Ernst Cassirer 1874~1947)も晩年の名著『國家の神話』(The Myth of the State 1946)を書いているのであって、シュタムラーはベルリン大学教授、カッシーラーはオクスフォード大学教授或はスエーデンの大学教授をしており、両者の何れもが新カント学派のマーブルク学派又はハイデルベルク学派の何れにも属さない。

以上の通り、國家学は、科学としてよりは寧ろ哲学として論じられて来たことが分るだろう。然し、G・イエリネクにとっては國家学とは科学としての國家学↓國家科学であつたから、哲学の欠缺、國家学からの哲学の追放と云うことが、彼の國家学に就て云い得られる。

それでは、G・イエリネクの國家科学に、哲学はなかつたか?と云うと、無かつたと云う者はこれまで誰もいない。その点に就きヴェンデルバントはG・イエリネクの國家科学には、哲学があつたとしてその証人の役割を演じているが、果してそうか?それは新カント派ハイデルベルク学派の『同じ穴のむじな』の証言ではないのか?

G・イエリネクもヴェンデルバントと同じく新カント派に属しそのハイデルベルク学派に所属すると考えられて来た

が、確かに哲学的教養はあろうし哲学史の勉強もしていよう。そして、カント哲学の影響を受けているし、新カント派のナトルプ (Natrop 1854~1926) やヴィンデルバント、リッケルト等の影響も看取され得る。

然し、経済学におけるカール・マルクスがそうであったように、國家学におけるG・イエリネクも亦、哲学の仲買人^レ或は「哲学の渡り鳥」であったのであつて、哲学があるかのような扮装をしていた銜学のソフィステンではなかつたか？

其の一・カントの批判哲学

前述の通りG・イエリネクはカント哲学の影響を蒙つていたように思われる。そこで先ずカント哲学に一瞥を投じて見よう。

カント哲学を歴史的・思想的立場から観察すれば、歴史的に條件付けられた時代精神の影響を免がれずそれを反映しているのであつて、大ナポレオンの軍靴に蹂躪された敗殘のドイツ―帝政ロシアの外援に依つて辛うじて存立を保ち得たプロイセン王国の一般的なコスモポリタンの風潮を反映しており、彼の永久平和論が後にモルトケに批判された通り、「夢」に過ぎず空想的・敗北的平和主義の表明であつたことは云う迄もない。そしてそれが、個人主義的自由民主主義思想の系列に属し、クリスト教のバイブルの影響を受けてその主観主義 (Subjektivismus) 進んではユダヤ民族史を貫く「メシア的願望」 (messianic Hope) ↓メシア思想の影響を蒙つていたことは否定できないだろう。カントの「純粹理性」は、人間の認識能力↓悟性の窮極にある理性 (Vernunft) を意味し、それは内観的・先驗的・超越的・絶対的存在↓ヘブルの「神」に相當しよう。ヘブルの幕舎の民もシナイの曠野の星煌めく夜空を仰いで、そこに神秘的なエトワス (ユダヤ教ではカバツラア) を想念したが、カントも亦星煌めく空を仰いで「内なる道德律」を思い泛べた。それはモーセの「内なる」在りて在る神 ↓ヤハウエの律法に相當していた。又、カントの「實踐理性」は実践行動における主体的

「自我」であり、人間の倫理的意欲的能力―宗教的・道徳的・法実践の主体であり、それは具体的には「自我 (Ego)」、個人」を意味していた。前述の通り、ツイオニストの思想的代表者の一人、アッシャー・ギンスベルク (ペンネームはアハド・ハアム) はゴラ (Golla) (捕囚↓バビロンの捕囚) と共に、「ユダヤ人は、個人」になったと云い、ユダヤ人の「エゴ」(Ego) を指摘したが、そのエゴが個人主義、エゴイズム (利己主義) を意味していたことは云う迄もない。そのギンスベルクの「エゴ」は、カントの「自我」に相當し、彼の実践理性に通じていた。

以上の通り、「理性」を最高の哲学的理念とするカント哲学の二元論的一元論の、先験的・内観的・主観主義の哲学的観念論は、ヘブライズムの強い影響を蒙っていたように思われる。

ヘブライズムは主観的・先験的、そして極性志向の理想主義、進んではメシア的ユートピアに飛躍する特徴を持っているのであって、カント哲学はそういうヘブライズムの影響を免かれていない。

其の二：新カント派の哲学

次にG・イエリネクは新カント派哲学に属し、ヴィンデルバントと同様に、そのハイデルベルク学派に属すると見られている。それでは、そこにどういふ国家哲学があったか？

新カント学派 (Neue Kantische Schule) はカントの批判哲学を継承し発展させた学派であって、ランゲ (F. A. Lange 1828～1875) とリーブマン (Liebmann 1840～1875) を初めとし、コーエンとナトルプ (Natorp 1854～1926) ↓マールブルグ学派と、ヴィンデルバントとその弟子のリッケルト (Richard 1868～1936) ― (ハイデルベルク学派) がある。シュタムラーとカッシーラーも新カント派と伝えられているが、両者の何れの学派にも属さず、カント哲学からの離脱が看取され得る。マールブルク大学及びハイデルベルク大学のコーエン、ナトルプ、ヴィンデルバント、リッケルト

は、何れも、十九世紀ドイツ哲学を代表するカント、フィヒテ、ヘーゲル及びシェリング、ロートベルツスのような錚々たる賢哲と較べれば問題にはならない存在であろう。ランゲやリーブマンは名も無き存在であるし、コーエン、ナトルプ、ヴィンデルバント、リッケルト（日本では有名）とてそれほど高く評價されてはいないだろう。

G・イエリネクは、要するにカントの批判哲学及び新カント派の哲学の影響、とりわけナトルプ、リッケルトの影響を受け（ヴィンデルバントは哲学ではなくて哲学史が専攻）、彼の国家学が如何にも哲学があるかのように粉飾し偽装していたということになる。又、内容的に見て、十九世紀的自由法治国家から社会的法治国家へ、立法国家から行政国家への、国家の構造変動について行けない時代遅れの国家学と云う批判も免かれない。

(二) 科学的・理論的国家学

— 科学的扮装、理論国家学の空想

G・イエリネクは國家学を人間の内部的心理から見て、個人的存在に対する社会的存在としての人間の共同体を認識対象とする精神科学であると、それを社会科学と稱し、それを文化科学 (Kulturwissenschaft) と称する見解にも賛意を表明していたことは、前述した通りである。そしてこの国家科学の性質を理論国家学であると特徴付け、それを一般国家学と特殊国家学とに区分し後者は特別国家学とは異なる、と説明している。又一般国家学に就ても之を一般国家社会学と一般国法学とに分類、第二編においては一般国家社会学、第三編においては一般国法学に就て詳細な説明をしている。その編別の仕方、章、節の項目を一見しただけで、体系的ではないことが分るのであって、ヴィンデルバントの哲学の場合と同様である。多様の統一、秩序付け組織化する思考能力が缺けており、論理的劣等生であることを物語っている。それはもとくユダヤ的思考方法 (jüdische Denkweise) の特徴であったのであって、それがこの国家学

の学論にも表明されている。

其の一・国家科学↓理論国家学

(a) 社会科学と精神科学又は文化科学

G・イエリネクは国家科学は社会的存在としての人間の共同生活を認識対象とする精神科学に属するものとし、それを社会科学と同視していたが、厳密に云えば両者は異なる。精神科学は社会的存在としての個々の人間の心理状態―無形の心象を認識対象とする心理学↓群集心理もあれば個人心理もある―或は医学の一部に属する精神科もあるから、社会的存在としての個々の人間の結合と共同作用から成る歴史的社會形成を認識対象とする社会科学のみを意味するものではなく、それよりは広義の概念である。従って、社会科学(Sozialwissenschaft)という概念は、精神科学(geistigwissenschaft)と云う概念とは区別されねばならない。G・イエリネクは概念、概念規定と云う言葉の意味をよく理解し得ているかどうか疑わしい。用語の使い方が曖昧であり厳密に云えば、精神科学と社会科学との混同視に陥っている。

次にG・イエリネクは社会科学に就て之を文化科学と称するリッケルトの用語(Richert, Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft, 1898)に就き、次のように述べている。『自然科学および精神科学という伝来の対置に代えて、自然科学および文化科学という別種の対置をすることは十分な根拠に基づいている』。(芹部外九名共訳、前掲書、七頁、註1、傍点筆者)然し、『果して十分な根拠がある』のか？

リッケルトはヴェインデルバントの弟子で彼の師に當るヴェインデルバントは、哲学史の教授で哲学が専門と云うわけではなく、彼の『哲学概論』と云う著書が『体系的ではない』と批判されていたことは、前述の通りであって、その弟子がどういう哲学を展開しているか分らないが、日本では従来高く評價されて来た。そして戦後は、デモクラシーの一齋

合唱が行われ「文化財」「文化人」又は「進歩文化人」「文化住宅等々」「文化」と云う言葉がマスコミの上で氾濫した。そして「文化」と云う言葉が特にマルクス主義者の陣營で愛用されたことも周知の通りである。(註、中国でもそうで毛澤東の「文化革命」の下で野蠻な迫害、殺戮が行われた。)

一体「文化」(Kultur, Culture)とは何を意味するのか?西洋語は一般に多義的であつてKultur(独)・Culture(英)と云えば文化とか教養、耕作、培養と云つた種々の意味があるが、こゝでは勿論、「文化」を意味する。そして「文化」とは「人間が自然に手を加えて形成して来た物心両面の成果を意味し、衣食住を初めとして技術、学問、藝術、道徳、宗教、政治などの生活形成の様式と内容を含む」と定義付けられている。そうだとすれば、文化科学(Kulturwissen-schaft)とは一体、何を意味するのか?リツケルトの文化科学が「十分な根拠がある」と云うことであれば、G・イエリネクはその「根拠」を「十分に」説明しなければならぬ。然し彼はその説明を十分に説明しているどころか全く説明していない。こういうのを「独断的」と云うのであつて、この独断的な割り切り方も、すでにモーセの創世記に表明されているのであつて、世界は初めに「一なる神(ヤハウエ)在りき」から始まつている。それは客観的に、即自在に事物の本質を認識しようとする心の眼がないヘブル的特殊の主観主義(Subjektivismus)の現われに外ならない。

(b) 理論国家学

G・イエリネクによれば科学としての国家学は、理論国家学である。彼は云う、「國家に関する説明的科学が理論的国家科学すなわち國家学であり、その課題はすべての方面にわたつて国家現象を認識することである。また國家とその現象形態との特徴を確定する限りにおいて、記述的科學である。」(芦部外九名共訳、前掲書、七頁上段)

社会科学に属する国家学を「理論国家学」と特徴付けているから、應用国家学とでも區別しているのかと思つて彼の

云うところを拜見したら、何のことはない「理論国家学」と云うことを「国家に関する説明的科学」であり、国家現象を認識することを課題とする科学であり、そして国家の現象形態とその特徴を記述する科学と云うわけである。「説明」とか「記述」とか云うことは認識した結果に就てのことで、自然科学であれ社会科学であれどの科学、どの学問にも共通することであり、何も国家学に限ったことではない。又、説明や記述がその学問、又は科学を特に「理論科学」として特徴付け得るものではない。それは学問的成果の表現技術の問題であつて、その学問的成果の内容が理論的であるかどうかということとは、全く関係ない。

こういうことを云うようでは、社会科学において「理論的」と云う場合の「理論」とか「理論的又は合理的」と云う言葉の意味さえ分っていないということになる。「理論」Theorieと云うのは、認識対象に就ての統一的な体系的知識の論理的展開を意味しており正論もあれば謬論もある。

例えば、経済学におけるリカードの地代理論—差額地代—自然地代—絶対地代論を批判して、初めてそれが剰余価値—超過労働搾取の一形態であることを論証したのが、ロートベルツスの賃料原理 (Rentprinzip) ↓剰余価値の理論であつたが、このように「理論」と云つても謬論もあれば正論もある。そしてすべての学問が真理を探索しているのである。G・イエリネクが国家学を「理論科学」であるとする場合、このような学問的常識すら理解し得ていなかったことが判明するのであつて、呆然とせざるを得ない。彼の説明と記述の理論国家学と云うのは、全く空想妄想と云う外はない。それも古来のユードンツームの自我 (Ego) 本位の主観的・観念論的思考形式であつたのである。

要するに、彼の国家学が科学的であり理論的な内容のあるものであるとして売り出すキャッチフレーズ、精神的文化財の詐欺的誇大広告のようなものであつたわけである。商品のレットルと内容とが一致しない。

(ホ) 國家学の分類

G・イエリネクは國家学を先ず、一般國家学と特殊國家学とに分類し、前者を一般國家社会学と一般国法学、後者を特別國家学と個別國家学とに分類しているが、先ず一般國家学と特殊國家学との分類に就て考察して見よう。

其の一、一般國家学と特殊國家学

G・イエリネクは云う――

「一般國家学とは、國家一般の諸現象と國家が示す基本的役割とを科学的な研究のもとに引き合わせることによつて、國家学全体の基礎を置こうとするものである」、その結論は：中畧：國家の全歴史的・社会的現象形態によつて得られる。」「これに対して、特殊國家学は、國家制度の典型的觀念を獲得し説明するために「國家一般、もしくは一定の國家群、あるいはさらに狭く限定された時代の一定の國家群の個々の諸制度の比較に従事するか、さもなければ、特殊國家学は：中畧：一つの具体的な國家の諸制度を認識するかのいずれかである。それ故に特殊國家学は國家一般の特殊な制度に関する理論であるか、あるいは特殊な國家の制度に関する理論であるかである。第一の意義における特殊國家学を特別^{スペシャル}國家学、第二の意義におけるそれを個別國家学として表わすことができるであろう。」「(芹部外九名共訳、前掲書、十頁、傍点筆者)

以上がG・イエリネクの懇切丁寧な國家学の説明であるが、このようなくどくて分りにくい國家学の説明は、これまで國家学の著書でお目にかかったことがない。社会科学の各部門、例えば政治学、経済学、社会学、或は宗教学、倫理学、法学等の分野においてこのような学論にお目にかかったことは誰しもないだろう。こういう表現の仕方それ自体が、ヘブライズムのバティキュラリズム――細事に拘泥して大局を見ないユダヤ的思考方法又は表現方法の特徴なのであ

る。然しその点は差し措いて彼の理論的？説明を検討して見よう。

要するに一般国家学とは国家一般の現象と国家の基本的役割を研究対象とする基礎科学を意味するということである。例えば社会学の高田保馬教授によれば、国家は究極的には「防衛の組織」であるが、それはG・イエリネクの云う「国家一般の現象」に該當する。そうするとそれを研究対象とする基礎科学は、一般国家学に該當するし、外敵の攻撃からの防衛、国家の存立の維持とその発展は、G・イエリネクの云う「国家の基本的役割」に該當することになる。かくて軍事学↓兵学は一般国家学に該當するということになる。そして「その結論は国家の全歴史的・社会的現象形態によって得られる」と云うことであるから、古今東西のすべての歴史的・社会的現象形態に就て研究しなければ得られないということになる。國家のすべての歴史的現象形態に就て研究するのは歴史学の課題であつて国家学の課題ではないし、すべての社会的現象形態を研究するのは社会学の課題であつて国家学の課題ではない。G・イエリネクの一、般、国、家、学、の概念は、甚だ漠然としており曖昧であつてまさしく国家科学・理論国家学の名に値いしないし、非科学的である。

次に、特殊^{ベツシヤル}国家学とはどういう意味か？それは一つには国家制度の典型的な觀念の獲得と説明を目的とする国家一般^{アインツェルン}又は一定の国家群の個々の制度の比較研究をする特別^{スベツァיעレ}国家学を意味するし、二つには一つの具体的な國家の諸制度の認識をその課題とする個別^{アイレンツェルン}国家学である、と云うわけである。

然し例えば君主制とか共和制ということとは、国制^{ボリテイア}の典型的な觀念 Vorstellung ではなくて概念 (Begriff) であらう。その獲得と説明を目的とする国家一般^{アインツェルン}の研究は、一般国家学の課題であつて特殊国家学の課題ではない。又、一定の個々の国家群の個々の制度の研究は特殊国家学に属するが、G・イエリネクは、これを特殊国家学のカテゴリに属する特別国家学と称している。それでは一定の国家群の個々の制度ではなくその支配の組織全体を研究する国家学は、彼の云う

特殊国家学のカテゴリーに属しない、というおかしなことになる。更に一つの具体的な国家制度を課題とする国家学を個別国家学と称しているが、それは一般国家学の個々の研究テーマを意味しているに過ぎない。

以上の通り、彼の国家学に就ての一般国家学と特殊国家学との分類は、まことに乱雑であつて混乱しており、矛盾、背理、誤謬を犯している。

其の二：国家社会学と国法学

——両面説の矛盾↓崩壊

G・イエリネクは云う、「国家学は国家を存在の全側面から研究しなければならない。——国家学は国家が観察される二つの観点に依じて、二つの主要領域を持つ。国家は第一に社会的形成物であり、つぎに、法的制度である。——これに依じて国家学は社会的国家学と国法学とに分れる。それ故に一般国家学はつぎの二区分、すなわち一般国家社会学と一般国法学とを持つ。」（芦部外九名共訳、前掲書、九頁）

続けて曰く、「社会的形成物としての国家をその存在の全体において観察する社会的国家学と、国家学の法的部分としての国法学は、体系上対立させねばならない。このような分離及び対立は、両領域を支配する方法の区別に由来する。」（芦部外九名共訳、前掲書、同箇所）

G・イエリネクの論説——社会と法との二側面から国家を認識する方法論、両面説には何等矛盾、不合理はないように見える。それは社会現象全体とその一部分である法現象の両側面から国家を認識しようとする考え方であつて、全体と部分との関係になる。そして彼は初めに断つてゐる通り、「今日の西洋諸国々に限定して国家学の理論を展開しているし、今日の西洋諸国が十九世紀的自由法治国であつたことを考慮すれば、社会的なるもの (das Soziale) の中で法的なるも

の (das rechtliche) が占める比重は大であるからである。而して、この社会と法との方法二元論がラーバンド (Laband) 流の法実証主義 (Rechtspositivismus) に反対して、広い視解から国家を認識しなければならないとする G・イエリネクの考え方に基づいていたことは云う迄もない。

然しながら、そこまでは良いとして G・イエリネクの国家社会学又は社会的国家学には、致命的とも云うべき缺陷がある。それはどういう缺陷であるか？

(a) 社会概念の缺如

法的なるもの (das Rechtliche) は、存在する規範的なもの倫理的なるもの的一部分であり社会的なるもの (das Soziale) の一部である。その法的なるものを含めてすべて存在する當為 Sein—Sollende 規範的事実は、存在する社会事実の一部分を成すものであるから、それらのすべては、社会的なるもの ↓ 社会概念の統一的な普遍的・論理的範疇に属するその一部分に属する。

社会的なるもの “das Soziale” とは何かの問題は、社会科学としての社会学の課題でもあれば、社会哲学の課題でもあり、前者に就ては、フランスのコムト及びイギリスのスペンサーを初めとして、ドイツのロレンツ・フォン・シュタイン及びドイツの社会学会長をしていたテニエスが居る。日本では高田保馬 (京大、社会学・経済学) が居られ社会とは何か、“望まれた共存” であると説明しておられる。又、社会哲学としては、カール・ロートベルツスの “レーベンス・フィロソフィ”、Lebensphilosophie があり、デューリング及びデイルタイが続いている。

扨て国家の本質を国家社会学に見出している G・イエリネクは、“社会的なるもの” ↓ 肝腎かなめの “社会” 概念をどう考えていたか？ 彼は、前述した通り、第一編序論第四章第三節 国家学とその他の精神諸科学との関係、又、社会の

概念の箇所に於て、社会とは何かに就て述べているが、その歴史的素描を試み不明確であると批判し、*『社会的従属関係の本質』*と題して、1. 社会概念の限定の必要において、(i) 広義の社会概念 (ii) 狭義の社会概念 (iii) 最狭義の社会概念 に就て説明している。そして最広義の概念、例えば単に共同体と見る考え方に就ては、*『スフィンクスの謎』*としてその探求を放棄している。例えばアリストテレスやキケロのソシエタス Societas ↓ 共同体の概念の探求を放棄している。ロートベルツスはそれを追求して独自の社会哲学——生命共同体 *Lebensgemeinschaft* の理論を形成したが、G・イエリネクはスフィンクスの謎の探求を放棄していたわけである。次に狭義の社会概念に就ては、社会は「人間の結合の全体、すなわち、なんらかの連結要素によつて集結させられた人間集団の全体」と考えられておるが、「このような結合の数はおびただしいものである」と云うにとどまり、ルドルフ・シュタムラーのように「結合と共同作用」の窮極にある「法理念」↓正義衡平 (*Gerechtigkeit*) であるとか、「純粹共同体」(*reine Gemeinschaft*) の国家理念を想到するに至っていない。更に (iii) の最狭義の社会概念に就ては、国家と区別された市民社会を考へているにとどまり国家を含む統一的・本質的な社会概念とは初めから関係がない。

以上の通り、G・イエリネクは彼の「社会的国家学」又は国家社会学を確定すべき基石と云うべき社会概念に就て、単に従来の学説を採り上げて批判するにとどまり、自分自身は何らの概念規定をしていないのである。これは私にとつても驚くべきことであつたし開いた口がふさがらない。

G・イエリネクは社会概念の歴史的素描を試み、「不明確」と批判したが、そこでは自然法的国家契約説を過大に評價し、特にルソーの学説——否、俗説に最も多くの頁を割いているのであつて、ヘーゲルはルソーとの関係で一寸触れているにとどまるし、社会学の始祖コントそれからスペンサーにも一寸言及し、社会学のロレンツ・フォン・シュタインに

就ては、脚註において軽く彼の初期のフランス社会主義研究の一面のみが採り上げられ後期のシュタインの社会政策の主張者としての国家社会主義思想には触れていない。又、ジャコパンのフィヒテから、レーデン・アンディ・ドイッチェ・ナチオンを書いた愛国のフィヒテの、法的共同体が経済的共同体でもあるような国家理念——「封鎖的商業国家論」という著書に表明された哲学的国家社会主義には、見向きもしていない。そして実證的アリストテレスの系統に属する独創的な社会思想家、カール・ロートベルツスの画期的な社会哲学——生命の哲学、その後継者、デューリング及びディルタイのそれに就てもその名さえ挙げておらず、研究した形跡が全くない。

「社会的なるもの」とは何かを専門的に追求する社会学、社会哲学の学説は軽視し又は全く無視して、全く哲学的、科学的根柢のないルソー的四足獸——反社会的自然主義の空理空論を過大評價し、みずからは全く社会とは何かに就て探求することなく概念規定さえ用意し得ていないでいて、社会的国家学とか国家社会学と云つても宙に浮いた形になる。

(b) 国家社会学と国法学との両面説の崩壊

社会概念が欠落したのでは、国家社会学と国法学との両面説は成り立たない。彼の国家学に就ての国家社会学と国法学の両面説は、法的なもの das Rechtliche ↓ 存在する當為 Sein—Sollende を包含する上位概念としての社会概念の存在を前提として成り立っていたのであるから、又その限りにおいて合理的であつたのであるから、今やその上位概念としての「社会」が無いと云うことになつたのでは、彼の国家社会学と国法学との矛盾なき対立は、理論的に崩壊せざるを得ない。このような不合理、背理、矛盾そして誤謬にどうして、哲学的教養が在るべき新カント学派の G・イエリネクが氣付かなかつたのか、不可解である。

「学くびて思くわくざる者は昏くし」という箴言がある。G・イエリネクも亦その部類に属する。

それでは社会的なるものとは何かその概念・本質を缺いだG・イエリネクの一般国家社会学は、どういふ内容のものになるか？彼は第二編 一般国家社会学、第六章 国家の本質、第一節 国家の認識方法として①客観的及び主観的考察方法と②歴史的、政治学的法学的方法を擧げているが、そこに社会学的方法はない。社会概念が欠落しているのであるから、社会概念の視角から国家を認識することはできないわけである。そうすると上位概念を缺いだ歴史学・政治学・法学が残るのみである。法学は規範科学に属するからそれを除くと歴史学と政治学しか残らない。経済学は社会学と共に初めから欠落している。従つて彼の一般国家社会学は、社会、経済的基礎付けに初めから缺けた政治学的・法学的国家学と云うことにならざるを得ない。そして法学的国家学↓国法学は、国家社会学から区別されそれと対立するものと考えられているから、残るのは政治学的国家社会学ということになるだろう。ところが彼は政治学 (Politik) に就ては、これを政策学と考へており両者の混同に陥つてゐる。

(C) 国家社会学と政治学

—— 政治学と政策学との混同、政治学と国法学との二元論

G・イエリネクは云う——

「応用のないし実践的国家科学は政治学すなわち一定の国家目的の達成についての学であり、従つて同時に国家の諸状態や諸事情に対する判断のための批判的尺度を与えるところの、一定の目的論的観点からする国家現象の考察である。社会的国家学が本質的に認識判断を含むとすれば、政治学は、價值判断を内容とする。政治学は、このようなもつとも狭い意味においてのみ科学的独立性を確保しうるのである。云々」(青部外九名訳、前掲書、十頁下段)

これが政治学に関するG・イエリネクの考へ方であつてポリテイク (Politik) を政治学ではなく「政策学」の意味に

ゲオルグ・イエリネクの「一般国家学」とへブライズム
(ユダヤ思想の研究 No.17) (森)

解している。然し、国家学の歴史を見れば分る通り、国法学は十九世紀的自由法治国家の段階における歴史的に條件付けられた存在であつて、それまでは古代ギリシアの形而上学以来、国法学としてよりは寧ろ政治学として論じられて来たのであつて、今日では社会科学の重要な一部門を成してゐる。それは存在する當為 Sein—Sollende、法規範も之を存在する社会事実の一つとして取扱う『事実学』(Tatwissenschaft)と云う点において、経済学や社会学と同様に理論科学であつて應用科学的なものではない。(註: 例えば、政治現象を優勝的社会勢力の法統一的・組織化的創造過程であるとし、民族と階級との方法二元論の立場から総合的に政治現象を把握する今中次磨教授の『政治学原論』(大明堂、東京、昭和二十九年)などは、ラスキーの多元的政治論などとは比較にならないハイレベルの政治学である。) 政策学には、政治政策に限らず経済政策、社会政策、工業政策、商業政策、刑事政策もあり、それらの中に政治学を包含せしめるのは、甚だしい誤りであつて理解に苦しむ。

又彼は規範科学(Normwissenschaft)に対して因果科学(Kausalwissenschaft)を対立させて考へているが、因果科学と云えば誰しも先ず自然科学を想ひ浮べるだろう。そこでは因果必然の自然法則が通用する。社会科学においても因果律が作用するがそれは蓋然的^{がいでん}法則に過ぎない。それ故、社会学、経済学、政治学等に就ては、存在する當為 Sein—Sollende ↓ 法律事実を認識対象とする法学と區別して、存在する社会事実を認識対象とする事実学(Tatwissenschaft)という用語を用いる方が合理的であろう。

扨て、G・イエリネクは政治学を政策学と解する誤りを犯していたが、他方では政治学と解してそれと国法学との二元論を表明している。例えば、第二編 一般国家社会学の内容は、社会学、社会哲学(国家社会学)、そして経済学(国家経済学)ではなくて、政治学的内容の説明であり、政策学的内容の説明ではないし、第三編 一般国法学の内容にお

いても、単なる国法学的内容のものではなくて多分に政治学的内容のものであることは、国家権力に就てもこれを単なる法的権力とは解していないことから分る。彼の有名な事実の規範力説に就てもそうであつて、優勝的政治勢力の事実的な力関係 *factsächliche Machtverhältnisse* の法組織化過程を捉えているのであつて、このような見方は、国法学的と云うよりも政治学的と云つてよいだろう。

従つて、G・イエリネクは、要するに、政治学と政策学との混同主義に陥つていたかと思えば、政治学と国法学との二元論的混同主義に陥つていたと云つてよい。

(d) 國家社会学と経済学

——経済学の欠缺

G・イエリネクの国家社会学には、社会学、社会哲学が脱落していたが、経済学も缺けていた。国家経済は社会経済の形態に属するが、剰余價値の理論を持つ科学的社会主义の国家経済学 (*Staatswirtschaftswissenschaft*) は、彼の一般国家社会学の範囲に這入っていない。彼は国家経済学を財政学と混同する誤りさえ犯している。(青部外、前掲書、八五頁) このことは何を意味するかと云えば、彼の国家学が社会学的基礎付けのみならず経済的基礎付けを缺いていたことを意味したのであつて、自由法治国家 (*liberalen Rechtsstaat*) から社会的法治国家 (*sozialen Rechtsstaat*) へ、立法国家から行政国家への構造變動を見落していたことを意味している。G・イエリネクの一般国家学が出版されたのは一九〇〇年であるが、この国家の構造變動はすでに一八四八年の社会主義革命以前から始まつているのであつて、法的共同体が経済的共同体であるような国家理論は、すでにフィヒテの封鎖的商業論 (*geschlossene Handelsstaat*) に表明されていたし、それに續いて、ロートベルツスの画期的な剰余價値の理論を持つ科学的社会主义の国家経済学及び

社会国家 (Sozialstaat) の理論と政策に表明されていたが、G・イエリネクは全くこの現代国家の構造変動に無関心であり、時勢の進運に立ち遅れていたわけである。従つて彼の国家学は、マルクスの経済学と同様に、論理的幻想のみならず歴史的幻想に陥つていたと云えよう。

(e) 国家社会学と歴史学

国家社会学から社会学・政治学・経済学を控除すれば、残るのは最早歴史学のみである。彼の科学としての国家学にはもとよりヘーゲルのような歴史哲学は在り得ない筈であるから科学としての歴史学が在るのみである。

G・イエリネクは、第二編 一般国家社会学、第九章 国家の成立と没落、第二節 国家の没落、第十章 国家の歴史的主要類型において国家の歴史に就て説明しコメントしているが、それは「古い国家状況と近代国家状況の対立面と一致面」を指摘しているにとどまる。ヘーゲルの歴史哲学のように、思想を持つて歴史の解明に向い、歴史は自由↓社会的自由の発展行程と見、そこに弁証法的な発展の歴史的法則を見出しているわけではないし、ラサールのように国家を歴史的精神の王国において捉えその歴史的・特殊の範疇において国家を認識すると共に、そこに内在する普遍的・論理的範疇に属するエトワスを探求し、国家は「倫理的全体」であるとして、その普遍我への献身を説いているわけでもない。従つて西洋国家史の粗畧なコメントールにとどまるのであつて、それでは国家社会学の内容を形成する理論国家学ということにはならない。

ラビ・エウダのミシュナ Mishna は、モーセのトーラの律法のコメントールであつたから第二のトーラと云われたが、タルムード Talmud はミシュナのコメントールと云われている。(Jacob Frommer, Talmud) G・イエリネクの一般国家社会学も、国家学のコメントールであつて国家学に関する百科全書的内容を持つているだろう。そこにもヘブライ

ズムが表明されている。

(f) 国法学と倫理学

国法学と倫理学 (Ethik, Sittenlehre) は、規範科学 (Normwissenschaft) に属し、存在する當為 Sein—Sollende を認識対象としている点において、国家学と政治学との関係に相当し、互いに競合関係に在る。例えばヘーゲル哲学やヘーゲリアンのラサールの場合は、国家を狭い国法学の範囲において把握することなく広く倫理学の圈内において把握し、国家を倫理的全一 (Stitliche Ganzen) として認識し、それを歴史的範疇において把握し、歴史は自由 (↓社会的自由) の発展行程であると見、国家はその先導車 (Schrittmacher) と見ていた。

然し、G・イエリネクの場合は、国法学と倫理学 (↓神学又は宗教学或は道徳学) を、同じく人間の意思能力 (Wille) の問題として認識することなく、単に規範科学的法的側面を擧揚して認識する法実証主義の狭い殻に閉じ籠っているように思われる。ラーバント流の法実証主義に反対し、国家を広い視野から即ち社会と法との方法二元論の立場から把握しようと試みて社会概念において躰き政治学との競合関係において理論的誤謬を犯した彼は、この規範科学における倫理学と国法学との競合関係においては法実証主義の狭い殻に閉じ籠っているように思われる。

東洋においても孔子・孟子の仁を最高の道徳とし中庸は徳の至れるものなりとして忠孝を説く、修身齊家治国平天下の儒教は、實在国家の政治的・経済的・文化的実践を方向付ける徳治国家、従って一種の倫理学国家学の表明であつたし、プラトーンやアリストテレスの究極的な智慧 (Sophia)、及び理知 *nomoi, nomos* の理念を志向しそれに方向付けられた国家的実践を説く国家学も国法学ではなくて寧ろ政治学であると共に倫理学的国家観の表明であつたらう。又ユダヤ教及びクリスト教の倫理学、神学や宗教学にしても国法学と思想的に無関係ではないのであつて、特に国法又はその

根本法の規範意味内容を認識する場合、西洋諸国に於てはヘブライズムに発源する思想が絶大な永続的影響を及ぼしていることを知るのである。

然し、G・イエリネクの場合は、木を見て森を見ないパティキュラリズムに陥り、タルムードイスト Talmudist の煩鎖律法や中世のスコラ学の煩鎖神学と同様な、註釋^{コメンツール}国法学、煩鎖国法学に陥っている。

(g) 国法学と憲法学

G・イエリネクによれば、國法 (Staatsrecht) の概念は、ローマ法においては公法と一致していたが、近代法においては国法と公法は同一の概念ではなくなり、国法は公法に從属する概念になった。即ち、公法には国際法、刑法そして教会法もあるからである。そして公法に属する国法としては憲法の外行政法及び司法法が含まれるが、狭義においては憲法のみを指称する。(青部外九名共訳、前掲書、三二五頁以下)

そうすると国法学は広義においては憲法学、行政法学、司法法学と競合し、狭義においては憲法学と競合し、国法学それ自体に固有な領域は無いということになろう。

憲法 の概念に就ては固有の意味の憲法(普遍的概念)と立憲主義の意味の憲法(歴史的概念)とが区別され、又、實質の意味の憲法と形式的意味の憲法とに区別されて来た。後者はアメリカに於て初めて成文憲法が制定されそれが普及して一般化するに至り、憲法学の課題は主としてこの成文憲法の解釈学として発展して来たわけである。然し固有の意味の憲法、實質の意味の憲法は、國家の根本法、即ち、國家と称される支配権を有する公けの共同体の根本法を意味し、永い間不文憲法の形式で通用し、その規範内容も倫理的・法的未分化状態にとどまっていた。優勝的政治勢力によって法組織化された國家と呼ばれる公けの共同体は、法的共同体と云うよりも事実的な権力が通用する倫理的・政治的共同

体として通用して来たと言えらるだろう。

命令的・要求的性向の強い公法優位のローマ法思想の下では、ローマの市民も国家に対しては権利なしということであつたが、ゲルマン法は主観的・要求的・個人主義的私法優位の性向が強く、それが人民の固有権の思想となつて現われ、それがクリスト教を通じてヘブライズムのこれまた主観的・要求的個人主義と結び付いて登場して来たわけである。G・イエリネクの云う広義の国法及び狭義の国法と云う概念は、このようなクリスト教・ゲルマン国家の私法優位の法思想の支配下で形成された歴史的産物であつたわけである。

G・イエリネクの国法学と憲法学との区別は、このようなヘブル法、及びゲルマン法の私法優位の法思想の下で展開されていることを銘記して置かねばならない。

ローマ法の公法優位の法思想の下では国法即ち勅法であり公法であつたが、日本法でもそうであり、固有の意味の憲法↓国家の根本法及び立憲主義的意味の憲法もすべて国法であり勅法であつたのである。公法も私法も国法でありその規範意味内容において異なるに過ぎない。

(三) 国家学の方法論

G・イエリネクの國家学に就ての方法論は、第一編序論第二章、國家学の方法論及び第二編、一般國家社会学、第六章 國家の本質、第一節 國家の認識方法に於て説明されて、纏つていない。序論第二章における方法論に就て見ても、第一節は方法論的研究の必要性、第二節の社会科学的認識と自然科学的認識との区別、第三節 社会科学における類型の研究、第四節 國家学の対象としての諸類型の何れも、直接に、國家学の方法論に就て説明したものではない。

従つて直接国家学の方法論に該當するのは第五節の国家学における歴史的研究方法と第六節の国家学における法的方法のみである。そして、国家学の方法論は寧ろ第二編第六章 国家の本質、第一節の国家の認識方法、客観的方法及び主観的方法そして歴史・政治的及び法的方法において表明されている。そして特に国家学の方法論としてではないが第一章第二節の国家学の分類中の国家社会学と国法学との分類において社会と法との方法二元論（社会的方法論と法的方法論）が表明されている。

この通り国家学の方法論に関するG・イエリネクの考えは、纏つておらず秩序付けられ、整理されていないことが一見して分る。すべての科学においては対象が方法を規定するか方法が対象を規定するかという根本問題があるのであって、その点に就ては a. 方法が対象を規定する b. 対象が方法を規定する c. 方法と対象は互いに規定し規定される相関関係に在るといふ三つの答えがあり得るが、そういう方法と対象との関係に就ての原理論は、G・イエリネクの方法論には見受けられない。

又、彼の国家学の方法論は、理路整然とした説明、記述になつてないのであつて、右に紹介した通り、国家学の方法論と称しながら、その内容に就て見ると方法論とは直接関係のないことをくどくどと述べた上で、方法論としてあまり意味のない歴史学的研究方法と法学的研究に就て述べたり、第二編の国家の本質論の箇所では本格的方法論に就て述べたり、よく整理されていない。そこで彼の国家学の方法論を整理すれば次の通り要約される。

- ① 主観的方法と客観的方法
- ② 社会的方法と法的方法

国家学の方法論に就ても両面説——双頭の蛇になつていふことが分る。そして②の社会的方法と法的方法は①の主観

的方法の下級分類となっている。客観的方法は排斥され主観的方法のみが採用されているから、結局は主観的方法の一元主義になりそれが社会的と法的との方法二元論に分岐しているわけであるから、方法論においても、G・イエリネクの思考形式はヘブルの両頭の蛇という形になっている。それでは、国家学における方法二元論的一元論に就ての彼の説明を拜見して見よう。

『国家の性質の認識という国家論のもっとも重要かつ困難な根本問題の解決に立向う前に、まず、国家の認識の出発点となりうるいくつかの可能な視点が探求されねばならない。』（菅部外九名共訳、前掲書、一〇九頁）

『まず第一に、国家は事象の全体の中に位置づけられるのであり、世界のなりゆきの一部として、したがって客観的なもの、われわれの外部に存在するものをいう意味での現実の一部としてわれわれに對峙する。』（同箇所）

『しかしながら国家をもつばら外部から考察することのような方法、われわれはこれを客観的方法とよぶのだが、これはきわめてみすばらしくまた科学的にまったく使用にたえない国家像を与えるにすぎない。あらゆる社会的事象は、それを惹起し、またそれに随伴する精神行動を知つてのみ解明されるのである。』（菅部、一一〇頁）

『このことを認識すれば、国家は客観の世界から主観の世界に移される。』このように特色づけられた国家の科学的研究方法は、主観的とよぶことができる。』（前掲書、一一〇頁）

『国家に関するこの主観的研究方法は、客観的方法と決して対立するものではなく、後者に対して補充的、説明的につけ加わるのである。主観的方法は、国家の現実を單に物的なものとしてのみでなく、優れて精神的で、人間の内面的な関係に基づくものとして詳細に規定する。』（前掲書、一一〇頁）

かように説明した上で、彼は主観的方法として、先ず第一に、社会現象としての国家を対象とする方法として社会的

方法を擧げ、第二に、国家の法的側面を対象とする法的方法を擧げているわけである。図解すれば、次のような方法論になる。



客観的方法は否定されているから主観的方法一元論となる。それが社会的方法と法的方法との二つに区分されているから、元論的一元論即ちユダヤ民族の象徴である両頭の蛇という方法論——思考形式になる。

(イ) 客観的方法と主観的方法

G・イエリネクが国家の本質を認識する、研究する方法論として先ず提起しているのは、客観主義的方法と主観主義的方法であるが、それが一般的に云われている主観主義 *Subjektivismus* と客観主義 *Objektivismus* とは異なる。第一編序論の冒頭の人間学において人間を内面的心理から見て、個人的存在と社会的存在と区分したあの文言が極めて難解であり、それを究明すると社会的存在と区別された個人的存在なるエトワスは、観念形態 (*Ideologie*) と現実形態 (*Realität*) との二つの顔を持ち (双頭の蛇)、その観念形態を追求すると、カント哲学の先験的、主観的観念論 (↓理性人) に出会ったし、更にルソーを初めとする自然法的国家契約説 (自然の子) のイデオロギーに行き着いたし、ヘブライズムの主観主義 (神の子) に到達したが、G・イエリネクが国家学の方法論として、客観的方法に対する主観的方法と云う一見して外面的・外観的方法と内面的・内観的方法との区別に過ぎないように思われるこの国家学の方法論には、イデオロギーと現実態とが交錯した主観的観念論の思想的背景が在るように思われるがどうだろう。私の思い過ぎかもしれないが、

カントの批判哲学の認識論における先験的・主観主義 Subjektivismus (実践的には主体主義)の觀念論をバックにして、G・イエリネクは国家学の方法論に就き、客観的方法と主観的方法とを区別したのではないかと推察される。G・イエリネクがカント哲学及び新カント派哲学の思想的影響を受けていたことに就ては前述した通りである。

彼が国家学の方法論として先ず客観的方法論と主観的方法論とを挙げた場合、前者は単に後者に対して附けたし程度の意味しか持っていないのであって、客観的方法と云つてもそれは認識対象に対する外面的・外観的認識を意味するにとゞまり、例えば空飛ぶ鳥の群れや草原を走る野獣の群れ、或は海中の魚群を見るが如く、人間の集群生活を見ているのであって、そこには自然精神が在るにとどまるから、内面的・内観的考察を必要としないという程度のことを意味しているに過ぎない。従つて哲学であれ科学であれ学問の方法論としての、客観的・即物的・經驗主義或は実證主義と云うことを意味しているのではない。単に、云わば、認識対象に対する云わば内視鏡的観察と云う意味での主観的方法と云対比して客観的方法と云っているに過ぎず、學術用語としてはふさわしくない單純な方法論に過ぎない。従つてそれを除外すれば残るのは主観的方法、即ち認識対象である人間の行為に就ての内面的心理状態を考慮し観察するという意味での主観的方法のみが残る。

これまでそのような意味での主観主義的考察方法に該當するような事例としては、刑法における主観説と客観説との対立が見受けられる。これは人の犯罪行為に就てのことで、主観説によれば、単に犯人の行為、行態(作為・不作為)に就ての外面的考察にとどまらず、犯人の内部的心理状態を考慮しなければならぬとして内面的觀察の重要性を主張する学説で、行刑に就ても単なる應報刑ではなくて教育刑主義を主張したことは、周知の通りである。(例えば、牧野英一教授の学説の如し)

然し、G・イエリネクの主観主義方法論は、国家学に就てのことであつて、刑法学における犯人の個人心理的な問題とは初めから異なる。国家学における心理的・精神的現象は、国家と呼ばれる歴史的社會形成↓共同生活營為に就ての不可視的無形の心象を認識対象としているのであるから、個人心理ではなくて団体心理である。国家と云う支配権を有する公けの共同体は多かれ少なかれ民族を根基としているのであるから、G・イエリネクの云う国家の内面的・内観的な主観的方法からすれば、先ず民族心理に就て観察しなければならぬし、又階級対立を含む種々の対立矛盾關係があるから、その利益社會的要素に就ても内部的・心理的・主観的方法による觀察をしなければならぬだろう。そして民族心理と階級心理をアウフヘーベン（止揚）する国民精神↓普遍我を觀察しなければならぬ道理になる。

然し、G・イエリネクの国家↓無形の心象を対象とする形而上学↓彼の云う科学としての国家学には、このような意味での主観的方法の適用は全く見受けられない。カントの批判哲学、その主観主義的認識論の個人主義的・主観主義的性向を模倣して、国家学に就き主観的方法を主張するにとどまり、国家学の方法論としては、主観的觀念論にとどまつていと云う批判を免かれない。

次に、彼は、主観的方法は客観的方法と矛盾せず之を補足するものであると説明しているが、確かに前述の刑法における犯人の個人的行為に就ての主観説と客観説のような場合には通用する。犯罪に就ては犯人の行為、行態（作為・不作為）に就ての考察が原則であつて、内部的心理状態、犯意があつたかどうか、故意か過失かと云うような考察の仕方は補完的意味を有するに過ぎない。然し階級対立を含むよろ／＼の対立矛盾關係を克服する民族——文化的・血縁的・地縁的・運命的韌帯によつて同類・同胞意識を持つ民族を根基とする国家の場合、G・イエリネクの主観説は通用しないから、始めから客観的方法を補完するという理窟も通用しない。一体、国家の外形的・外面的な客観的觀察とは何を意

味するのか、せいぜい外的・内的自然に条件付けられた国家の地域的・人的要素の考察、或は国家の立地条件と政治との関聯に就ての地政治学 (Geopolitik) 的な考察という程度のことであろう。そういう意味での客観的考察がどうして、国家学の原則的方法論ということになるか？ならない。それは例外的・付随的考察の域を出ない。それを補完する付随的な主観的方法なるものもあり得ない。

更に又、G・イエリネクは、主観的方法として第一に社会的方法、第二に法的方法とを擧げているが、これは「社会」と「法」との客観的な方法二元論を意味し、主観的方法ではない。人間の行為、行態の内部的心理状態とは全く関係がないのであつて、国家と云う形而上的心象を、「社会」と「法」との視点、視角、或は立場から客観的に観察する、把握することを意味している。従つて認識主体の認識客体——こゝでは国家——に対する概念の眼を意味しているのであるから、認識客体の内部的な個人心理に就ての主観的・内面的認識とは関係がない。

G・イエリネクは、国家学の方法論に就て、以上の通り、概念の混乱、背理、矛盾、錯誤そして誤謬を犯しているのであつて、まさしく支離滅裂の観がある。

(ロ) 社会的方法と法的方法

G・イエリネクの国家学の方法論として残るのは、この社会的方法と法的方法の一元論的三元論のみである。何故、一元論的三元論であるかと云えば、一つには、彼の云う主観的方法の範疇に属する下級の分類であるからであるし、今一つは、法概念は、社会概念の範疇に属するその下位概念と考えられているからである。

然し、前述の通り、G・イエリネクは「社会」とは何かの概念規定をしていない。単に従来の社会観に就て説明し、社会概念は不明確であるとして、最広義、広義、狭義の社会概念に就て説明するにとどまっている。概念 (Begriff) に

就て語っているのか観念 (Vorstellung) に就て述べているのか、その点も明確ではない。例えば、狭義の社会概念として説明している社会と云うのは国家と区別された所謂市民社会を意味している程度のもので、そこで彼は社会概念ではなくて社会観念に就て語っているに過ぎない。

彼にとって法概念と区別された社会概念と云うのは、法概念・政治概念・歴史概念を含む上位概念であつて、その意味での「社会的なるもの」(das Soziale) が「共同的なるもの」を意味していたことは、G・イエリネクも知っていた。例えばキケロの Societas が共同体を意味していたことは知っていた。然し、彼は「スフィンクスの謎」としてそれを究明することを放棄している。前述の通り、コムト、スペンサー、テニエスの社会学、ロートベルツスの社会哲学、ロンツフォン・シュタインの社会学、社会政策も研究した形跡は認められない。

そうすると、彼の国家学の重要な方法論、「社会的方法」と云うことはどういうことになるのか？云わずとしたことであつて、社会概念が缺けた、「社会的方法」と云うことになる。社会は消えてなくなり個々の社会現象、歴史・政治・法が登場する。そして彼の社会的方法と云うことは解体されて、歴史的方法と政治的方法、そして法的方法となる。歴史的方法と政治的方法が彼の云う社会的方法と云うことになり、そこで政治的方法に就て見るに、政治学と政策学との混同主義に陥つて混乱していたことは前述した通りである。従つて、彼が法的方法と区別した社会的方法と云うのは、歴史的方法と混乱した政治的方法に過ぎないから、上位概念としての社会的方法なるものは存在しないと云うことになる。従つて又、そういう社会的方法によつて認識された「一般国家社会学」も亦成り立たない存在しないということになる。そこには歴史学・政治学と政策学との雑炊状態が在るにとどまり、体系的な国家社会学が存在するのではない。『羊頭狗肉を売る』という諺があるがそれに當嵌ることになる。

残るのは、法的方法のみである。国家は法組織化された公けの共同体であつて、そのことは何も十九世紀的自由法治国家に限られたことではない。『社会あれば法あり』(Ubi societas ibi ius)と云う法諺の通りであつて、西紀前約千五百年前のバビロニアのハムムラビ法典を見ても分る。ローマが法と力において世界史にその名を残していることは云う迄もない。従つて法組織化された国家——法的共同体を認識しようという場合に、それに應じて法的方法、所謂法律学的思考方法 (Juristische Denkweise) が採られねばならないことは云う迄もない。

但しそこで問題となるのは、法概念の問題であり法理念 (Rechtsidee) 、そして法思想の問題もある。

然し、国家学を科学としての国家学と考えているG・イエリネクにとつては、法哲学は除外されていることになるし、法思想も、彼の法的方法の視野に這入っていないということになる。

前述の通り、彼が認識対象としている『法』は、國法 (Staatsrecht) であるが、その國法と云うのは國際法を除外した公法を意味し、その公法は広義においては憲法、及び司法法と行政法を意味し、狹義においては憲法のみを意味していた。そうだとすると國法学の認識対象は、広義においては、憲法、司法法、行政法となる。然し、刑法はもとより民・商法のような私法も亦、民事・刑事に関する法的紛争の處理に就ての裁判規範として國法から除外すべき理由はないということになる。ハムムラビ法典の規範内容は民事・刑事・訴訟法的内容の法規定であつたが、それは國法であり、君主が制定した勅法であつた。日本でも攝政の宮の聖徳太子の十七ヶ條憲法は、勅法に相當していた。又、モーセのトーラの律法、シナイの協定↓十戒の内容は、宗教規範、道德規範、法規範の未分化状態であつて、國家法ではなく前國家期の部族法 (tribal law) の段階にとどまつており、勿論ユス・ius——人定法であつたが、それがファス Fas ↓神のおきて↓神法・神授法と思念されていた。

それではG・イエリネクの云う「法」とはどういう意味の法であるか？それが「今日の西洋諸国」に限定された法を意味していたことは疑いない。（序論第五節 今日西洋国家世界の限定、参照）そうすると「法の支配」(Rule of law)と云う場合の法↓市民法を意味していたものと解される。その市民法を法思想的立場から観察すると、①十七世紀の初めから始まる自然法、②ゲルマン法、③クリスト教を通じてのヘブル法の三つが交流していることが分る。G・イエリネクが自然法的国家契約説を過大評価していたことは前述の通りであるし、カント哲学の影響を受けた理性法、進んではヘブル法——ユスのフアス化思想の影響を受けていたことも、前述した通りである。ゲルマン法の主観的・要求的・個人主義的権利感情の強い私法優位の法思想に就ては、彼は認識し得ていないように思われるが、ヘブル思想及び自然法思想と交流するゲルマン法思想の強い影響を蒙っていたことは否定できない。

G・イエリネクが、国家学の方法論として、誤まって主観的方法に属するものと考えていた場合におけるその法的方法の「法」なるものに就て考察すれば、右の通りになる。従って、實定法——即ち実定性 Positivität 即ち妥當性（——法の規範内容が現実に行われ得べき可能性を有するということ）と実効性（法が現実に行われているという事実性）を有する法のみならず、その範囲を超えて自然法或は理想法を想念そうねんしていたことは疑いない。そのことは彼の一般国家学 (Allgemeine Staatslehre) が、ヘブル・ゲルマンの特殊の歴史的範疇に属する特殊国家学であった事実を示している。従って、ヘブル・ゲルマン思想の反社会的個人主義思想を随伴していることも亦疑いない。ケルゼンの云う純粹法学から見ればもとより純粹法ではなく自然法↓非法と実定法↓法との法的雜炊状態であり、そこでも亦、自然法と実定法との方法二元論——双頭の蛇が登場しているように思われる。（以下次号 三、国家の概念・本質）

（平成十七年三月十一日稿 A. D. 2005 März 11.）